

知っていますか？ マイナンバー制度

(社会保障・税番号制度)



マイナちゃん

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立しました。これにより住民登録されているすべてのの方に個人番号（マイナンバー）を割り振り、社会保障や税の分野等における個人情報の連携（同一人の情報であることの確認）においてマイナンバーを利用する【社会保障・税番号（マイナンバー）制度】が始まります。

マイナンバー制度の概要と今後のスケジュールをお知らせします。

マイナンバーとは

住民票を有するすべての方一人ひとりに割り振られる12桁の番号のことです。

通知カード

平成27年10月から、マイナンバーを通知するカードが皆さんに届きます。一度指定されたマイナンバーは、番号が漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除き、生涯変わることなく使うものですので、通知カードは大切にしてください。

個人番号（マイナンバー）カード

マイナンバーの通知カードとは別に、希望される方には、個人番号カード（顔写真付きのICカード）が交付されます。 ※平成28年1月から交付開始

個人番号カードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真、裏面に個人番号が記載され、電子証明書としてのICチップが搭載される予定です（税情報、年金給付情報、社会保障に関する情報などプライバシー性の高い個人情報は記録されません）。

このカードは、本人確認書類として利用できるほか、国税の電子申告などさまざまなサービスに利用されていく予定です。

マイナンバー制度が導入されると ー利用範囲とメリットー

社会保障・税・災害対策の分野に限って、法律または条例に定められた行政手続（年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他の福祉の給付、確定申告などの税の手続など）の際にマイナンバーが利用されます。

- 所得証明書など、各種申請の際の添付書類が簡素化され、申請者の利便性が向上します。
- 所得や行政サービスの受給状況などが、より正確に把握できるようになり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます。
- 社会保障や税関係の情報連携が円滑になり、行政事務の効率化が図られます。



やさしい保険プラザ

友部スクエア店

笠間市住吉1364-1

0120-650-121

営業時間 10:00~20:00



保険募集代理店

株式会社 ファイックス ジャパン
茨城支店

【告知不要一時払終身保険】
今回は「告知不要型一時払終身保険」のご紹介です。
告知不要型一時払終身保険とは、告知や医師の審査なしで加入できる一時払いの終身保険で、「被保険者が入院中ではない」などの要件を満たせば簡単に加入できる生命保険です。保険金額は一時払保険料以上でかつ安定した貯蓄性を確保した商品もあり、解約返戻金を老後の資産に活用する方、ご家族に資産を残したい方、相続対策に、とご要望が集まっています。
特に相続対策には有効で、生命保険を使うことで①生命保険の非課税枠の活用②受取人が指定できる③遺産分割に役立つなどのメリットもあります。
『やさしい保険プラザ友部スクエア店』では、無料相談を承っております。お気軽にご相談ください。

■ 個人情報保護対策を行います

- ・マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の事務で、行政機関などに提供する場合を除き、他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手することは、法律で禁じられています。
- ・マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報といいます。）は一元管理せず、国や自治体などは行政事務に必要な場合のみネットワークを通じて情報照会・情報提供を行います。さらに、国や自治体が、特定個人情報を保有・利用する際には、その取り扱う情報の対象人数等に応じて、**特定個人情報保護評価**を実施します。

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを取り扱う国や自治体などが、取り扱う情報の対象人数等に応じて、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測します。そのうえで特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

■ 今後の主なスケジュール（予定）

●平成27年10月：通知カードの送付開始

住民票を有するすべての方にマイナンバーの通知カードが送付されます。

●平成28年 1月：行政事務での利用開始および個人番号カードの交付開始

社会保障・税・災害対策の分野のうち法令等で定められた事務で利用が始まります。

また、希望者の申請により、個人番号カード（顔写真付きのICカード）が交付されます。個人番号カードは、本人確認書類として利用できます。

●平成29年 1月：国の行政機関同士で情報連携を開始

●平成29年 7月：地方公共団体等でも情報連携を開始

■ 民間事業者の皆さんへ

民間事業者でも、法令に定められた範囲の業務を行う場合に限り、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取り扱います。例えば、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などにマイナンバーを記載して、行政機関などに提出することになります。

■ マイナンバー制度の詳細や最新情報についてのご案内

●国では、マイナンバー制度の詳細や、最新の情報を提供しています。

内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー 公式ツイッター

https://twitter.com/MyNumber_PR

●一般の方や民間事業者の方が問い合わせいただけるコールセンターが開設されています。

マイナンバー コールセンター（有料）

電話番号 【日本語窓口】0570-20-0178 <全国共通ナビダイヤル>

【外国語窓口】0570-20-0291 <全国共通ナビダイヤル> *現在英語のみ対応

受付時間 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

【問合せ】行政経営課（内線556）